

学校非公式サイト対策のための 知識共有と対策支援

文教大学情報学部

大学発・政策提案制度を通じた神奈川県との連携

1 学校非公式サイト対策のための知識共有と 対策支援事業の背景

(1) 文教大学について

本事業の実施主体となった文教大学は、教育学部、文学部、人間科学部、情報学部、国際学部、健康栄養学部の6学部を有する総合大学である。キャンパスの所在地としては、埼玉県の越谷キャンパスと神奈川県の茅ヶ崎市に湘南キャンパスがあり本事業を主導したのは湘南キャンパスの情報学部である。文教大学は、古くから教員養成に力を入れた大学であり、なおかつ情報学部も有することから本事業において、学校教育におけるインターネット関連の問題対応を目指すこととなった。また、本学は、神奈川県内において、高大連携の取り組みも多く、地域の教育機関との連携実績も豊富である。

(2) 事業の背景

近年のスマートフォン等を含む携帯電話の普及により、インターネットは児童・生徒に身近なメディア媒体となっている。このような傾向を受け、文部科学省では、2008年3月に全国で初めての大規模な調査を行い、その結果として、3万8260件の学校非公式サイトが確認された。その後実施された神奈川県教育委員会による調査においては、児童・生徒の携帯電話の普及率として、高校生に至るまでに95%以上というほぼ全員と言える割合の子どもたちが携帯電話を保有するという現状が確認されている。このことから、子ど

もたちの日常生活には、携帯電話を用いたインターネットの利用が定着しているといっても過言ではない。また、2008年の文部科学省の調査当時と比較し、現在は学校非公式サイトと明確に呼ぶことが可能なWebサイトの件数が減少している。これは、児童・生徒の情報発信の形態が変化したことによるものである。

具体的には、2008年当時の傾向としては、学校に関する話題が掲載されるメディア媒体は任意の学校を対象として話題の交換を行う掲示板等を中心とした情報交換の形が一般的であり、そこに児童・生徒が集まるというものであった。しかし、近年の児童・生徒の情報発信は、自身を中心とした情報発信の形態に変化しており、普段の日常生活に関連した掲載情報の中に、学校に関する話題が一部含まれるという形へと変化している。これは、近年のインターネットでの情報発信が、ブログやSNS、プロフィールサイト等の個人を中心とした情報発信方式を採用しているWebサイトが増加したことが要因である。また、昔と比較すると、多様なWebサイトに学校に関する話題が掲載されることが増加したために、各Webサイトのインターネット上での閲覧数等の影響度を把握することも重要となり、問題発生時の対応にも基礎的なインターネットの知識が必須となっている。

そこで、本学では、このような児童・生徒の情報発信の変化に対応するために、神奈川県内におけるインターネットでの児童・生徒の情報発信の

実体把握と問題発生時の対応知識共有を目的とした事業を平成22年度～23年度の2年間で実施することとなった。

2 「学校非公式サイト対策のための知識共有と対策支援事業」実施内容

(1) 全体把握のための調査

神奈川県内における児童・生徒の情報発信の実体を把握するために、県内の小学校10校、中学校20校、高等学校20校を協力校とし、そこに在籍する児童・生徒のインターネットでの情報発信を確認するために2年間の継続調査を行った。

調査項目としては、児童・生徒の保有するWebページの件数およびそこに含まれる個人情報の件数である。個人情報としては、人名や顔写真の他に、生徒指導に有効であると考えられる、学年やクラス、部活動に関する情報や友人関係の情報を収集した。さらに、トラブルに繋がる可能性のある誹謗中傷等の問題行動についても確認を行った。

また、調査した情報の活用を円滑に行うために、調査開始の初期段階において、協力校の生徒指導担当教員に対面式のヒアリングを行い、学校運営に有効である情報についての意見聴取を行った。その結果としては、学内および学外の友人関係把握に関する要望が多く、特に学外の人間関係は学校間トラブル等が発生した場合の問題対処に有効活用できるために、要望が非常に多かった。

(2) 個別事例の対応

調査期間中に、インターネットに関連する問題が協力校で発生する場合には、その対処方法等の情報提供も行った。適切な問題対応を行うためには、生徒指導に関する知識のみでは不十分であり、情報関連の知識を備えた上での対応が必要となる。

また、近年の問題は、悪意を持った情報掲載に対応するために、情報の削除依頼時に必要となる「プロバイダ責任制限法」等の情報関連の法令に則った対応が要求されることも多い。このような法律関係の知識を求められるような高度な対応知識が必要となるケースでは、学校単体で対応することは困難である。このため、本事業では、問題発生時の一般的な対応フローや、関連知識をまとめた資料を提示することで、個別の問題対応に対する支援を行った。

さらに、学内での児童・生徒指導の補助資料として、インターネット上での児童・生徒の動向に関する調査内容を提供した。

(3) 知識の共有方法

本事業では、問題対応の補助を行うのみではなく、対応知識を学校や神奈川県に蓄積するために、事業期間内に発生したインターネット関連の問題について、一般的な問題対応方法や個別対応事例なども含む資料を教材化し、学校関係者の間で知識共有を行った。その上で、教材を活用して本学内における教員免許更新講習や各教育委員会等の主催する生徒指導関連の研修会において知識の提供を行った。

(4) 事業の成果

協力校の児童・生徒のインターネット利用の全体把握としては、前述の調査方法により50の協力校を対象として2年間の継続調査を行った。その結果は、表1の通りである。

年度	ページ 件数	個人情報		問題 事例
		人名	写真	
22	4,641	7,782	5,836	99
23	3,279	3,162	2,627	97

表1 調査結果

調査の結果としては、1校あたり平均で79.2件の児童・生徒が保有するWebページを確認でき、そこに含まれる個人情報としては、のべ件数として個人名が10,944件を確認することができた。

さらに、本人の許諾のない二次利用等の危険性の高い児童・生徒の顔写真も8,463件が確認できたことから、児童・生徒の個人情報がインターネット上に溢れているという現状を確認することができた。

個人情報は本人が公開しているケースでは特に問題はないが、本人が匿名で公開するWebページに対して、友人が紹介のために個人名を記載することで、トラブルに繋がることも多い。今回確認された個人名も大半が本人以外による掲載である点は危惧すべきである。

また、誹謗中傷や違法行為に対する言及等の問題行動についても毎年100件弱が確認され、これらは生徒指導の対象とすることが望ましいと考えられる。また、問題行動と誤解されるようなケースで、それが事実であるかどうかには拘わらず、情報拡散によって児童・生徒が不利益を受ける可能性もあるといった知識をあわせて指導すべきである。本事業の期間内においても、無関係の児童・生徒が問題行動を行った本人であると誤解され、個人名を含め情報拡散が行われて、情報の削除が不可能と予測される水準まで拡散した事例なども見られた。

また、個別の問題事例の対応としては、2年間で10件程度の対応を行った。対応を行った事例としては、学内での人間関係のトラブルが発生した際に、当該の児童・生徒がインターネットにおいても何らかの被害を受けているというケースなどが見られた。このようなケースでは、トラブル発生時のインターネット上での友人関係の変化などを継続的に確認することで、被害児童・生徒が孤立

していないかを確認するといった対応を行った。

また、児童・生徒が学外の加害者からの誹謗中傷等の被害をインターネットで受けた場合には、児童・生徒の代理人として学校が不適切な情報の削除等の対応を行うために必要となる削除フロー等の情報提供を行った。さらに、情報の拡散を継続的に確認するために、関連情報が各Webページにおいて、どの程度参照されているかという情報を収集することで、情報拡散を未然に警戒するなどの対応を行った。

これらの対応事例の一部については、関連する情報系の知識を含めた上で、教材化を行い、50校の協力校に向けて教材の配布を行った。そして、事業期間内に本学で実施した教員免許更新講習において2回、その他に教育委員会等が主催する生徒指導等の研修会において5回の教材活用を行い、合計で500名以上の現職教員に向けて問題対応等の知識共有を行った。

3 大学発・政策提案制度における神奈川県との協働

(1) 協働事業の利点

インターネットに関連する学校関係のトラブルについては、東京都等の民間委託による情報監視体制の整備などの例もあるように、学校外からの調査も可能である。しかし、問題対応のノウハウを学校に蓄積し、適切な対応が可能な体制構築を目指すためには、学校関係者と調査担当者の密な情報交換が重要となる。

本事業では、神奈川県教育委員会と文教大学が密に連携することで、生徒指導担当の現職教員への情報提供や対応パターンの知識提供などから、実際の対応結果へのフィードバックを含む情報を教材として蓄積可能であった点は、神奈川県と協働で事業実施を行った利点であると考えられる。また、作成した教材を有効に活用するために、2

年間の限られた期間で非常に多くの現職教員を対象とした研修会を実施できた点についても神奈川県との連携による成果であると考えられる。

(2) 連携における課題

協働事業として実施する課題として、最も大きなものの一つは個人情報の保護が挙げられる。本事業においても多くの児童・生徒の個人名等を中心とした個人情報を収集したが、神奈川県や協力校との間で個人情報等に言及された協定を結んでいなかったために、事業期間中であっても個人情報の蓄積は一時的にしか行っておらず、その後の情報活用の段階まで進むことが難しかったという課題が挙げられる。このため、適切な協定等を締結した上での継続的な連携が必須であると考えられる。

上記のような課題を解消した上での本事業に関連した取組みは非常に有効であり、今後は教員免許更新のみではなく、本学内における教員養成カリキュラムに本事業で作成した教材を盛り込む等により、実践的な生徒指導の知識を有する教員の

養成が可能であると考えられる。

(3) 今後の方向性について

前述の通り、本事業は神奈川県と連携することで、インターネットにおける問題対応についての教材を作成した後の知識共有の部分において非常に有効な成果を得られたと考えられる。今後、さらなる地域貢献・社会貢献のために、本事業を拡大していくには、神奈川県のみではなく、市区町村と連携した上で、小学校や中学校に対しても密な連携の上での対応を行うことが可能な枠組みを構築することが重要である。近年のインターネット関連の問題は非常に拡散が速く、注目度の高い問題では、その発生から2～3日で最大の拡散を見せる傾向がある。このため、学校側が適切に被害児童・生徒への対応を取るためには、このような短期間での現状認識が必須となり、IT技術の活用等によるさらなる情報共有の枠組み整備が重要であろうと考えられる。

(文教大学情報学部准教授・池辺正典)